

27高教福第519号  
平成27年8月31日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長

総務事務集中化システムの稼働に伴う手当に関する  
取扱いについて（通知）

県立学校の総務事務集中化システムが平成27年9月1日から稼働されることに伴い、これに関連する通知についても一部改正し、同月1日から施行します。  
改正内容については下記のとおりですので管内学校に周知をしてください。

記

扶養親族の認定について（平成17年3月20日付け16高教職第1323号教職員課長通知）  
別紙の新旧対照表のとおり改正する。

＜主な改正点＞

県立学校の総務事務集中化システムの稼働にあわせて内容を整理するもの。

新

---

救

## 昭

表

新

11

扶養親族の認定について（抜粋）

(平成17年3月20日 16高教職第1323号教職員課長通知)

## 扶養親族の認定について（抜粋）

(平成17年3月20日 16高教職第1323号教職員課長通知)

## 第2 扶養親族届等の取扱い

## 1 略

## 2 記載事項

- (1) 提出の日付 職員が学校長に提出する日をいう。

- (2) 受理の日付 学校長が届出内容等を確認し適正な届であると認め、現実を受け付けた日をいう。

- (3) 所属長の認印  
学校長の私印とする。

この認印は、学校長の確認を意味するものであるから、届を受理したときは、記載事項、添付された証明書等を検討し、該当者であることの確認をするものであること。

### 第3 除外の場合の取扱い等

212 姓名

- 3 教職員・福利課長は、扶養親族の認定後、扶養親族としての要件を欠くに至った場合の手続に抜かりがないよう、職員に扶養親族としての要件を欠くこととなる事由を周知するため、「扶養親族認定後の留意事項」（別紙）を職員に交付すること

## 第2 扶養親族届等の取扱い

1 各

## 2 記載事項

- (1) 提出の日付 職員が学校長に提出した日をさすものであること。

- (2) 受理の日付 学校長が届出内容等を確認し適正な届であると認め、現実に受付けた日をさすものであること。

- (3) 所属長の認印  
学校長の私印とする。

この認印は学校長の確認を意味するものであるから屈を受理したときは、記載事項、添付された証明書等を検討し該当者であることの確認をするものであること。

### 第3 除外の場合の取扱い等

212

- 3 学校長（市町村（学校組合）立学校にあっては教職課長）  
は、扶養親族の認定後、扶養親族としての要件を欠くに至った  
場合の手続きに按かりがないよう、職員に扶養親族としての要  
件を欠くこととなる事由を周知するため、「扶養親族認定後の

と。

#### 第4 届出の手続き

##### 1 略

2 届出を受けた学校長は、提出された届の記載内容、提出部数、添付書類等を調査検討し、適正な届であると認めるときは、現実<sup>に</sup>受付けた日をもつて受付印及び認印を押印すること。

その後、直ちに、当該市町村（学校組合）教育委員会に提出すること。

3 市町村（学校組合）教育委員会は、校長から提出された届出を現実<sup>に</sup>受付けた日に受付印を押印し、直ちに教職員・福利課に提出すること。

#### 第6 扶養親族認定書の保管及び整備

1 学校長は、認定された扶養親族届の「写し」（以下「扶養親族認定書」という。）を保管すること。

2 人事異動によって職員が勤務公署を異にしたときの取扱い  
学校長は、保管している扶養親族認定書を、職員が新たに所属することとなった公署の所属長に送付すること。

留意事項」（別紙）を職員に交付すること。

#### 第4 届出の手続き

##### 1 略

2 届出を受けた学校長は、提出された届の記載内容、提出部数、添付書類等を調査検討し、適正な届であると認めるときは、現実<sup>に</sup>受付けた日をもつて受付印及び認印を押印すること。

なお、市町村（学校組合）立学校にあつては、直ちに、当該市町村（学校組合）教育委員会に提出すること。

3 市町村（学校組合）教育委員会は、校長から提出された届出を現実<sup>に</sup>受付けた日に受付印を押印し、直ちに教職員課に提出すること。

#### 第6 扶養親族認定書の保管及び整備

1 学校長は、認定された扶養親族届（市町村（学校組合）立学校にあつては「写し」）（以下「扶養親族認定書」という。）を保管すること。

2 人事異動によって職員が勤務校を異にしたときの取扱い  
学校長は保管している扶養親族認定書を、職員が新たに所属する学校の学校長に送付すること。

扶養親族認定後の留意事項

今回、あなたから届出のあった扶養親族について、別紙のとおり認定しました。  
今後、下記のような事由が生じた場合には、扶養親族としての要件を欠くこととなりますので、速やかに除外の手続きをとってください。

なお、届出が遅れますと、その間に受給した扶養手当は不当利得として返還を求められることはもとより、場合によっては、届出の義務違反に問われることにもなりますので、くれぐれも留意してください。これまでに認定されている扶養親族がある場合は、当該扶養親族についても同様です。

また、あなたが配偶者を有することとなった場合又は配偶者を有さないこととなった場合には、手当額が改定されることとなりますので、配偶者の扶養親族としての認定の有無にかかわらず速やかに届出をしてください。

なお、扶養親族から除外された者が、再び扶養親族としての要件を満たすこととなった場合には、扶養手当の支給を受けることができますので、改めて届出をお願いします。

記

- 1 扶養親族の勤労所得、事業所得、年金収入等の合計額が年額130万円以上となった場合  
なお、この年額については、改定される場合がありますので十分留意してください。

【注】（1）年額とは、暦年や会計年度ではなく、事由の生じたときから1年間の収入をさすものである。

- （2）年額が130万円に満たない場合でも、次のような収入が引き続き3箇月以上あることが見込まれるときは、扶養親族の除外の手続きをとること。

ア 給与所得等のような月単位の収入については、月額108,333円以上となった場合（年額の改定とともに月額も改定される。）

＊月間の収入が変動する場合は、3箇月の平均収入額による。

＊収入とは、総収入のことであり、給料のほか通勤手当等も含まれるものである。

- イ 雇用保険の受給が開始された場合は、月額3,611円以上受給することとなつたとき。

- 2 同一の扶養親族について、他の者が民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けることとなった場合

- 3 扶養親族が死亡した場合

- 4 別居等により主たる扶養者でなくなった場合

- 5 扶養親族が重度心身障害者の場合には、終身労務に限ることができない程度でなくなった場合

○年○月○日

教職員・福利課長

様

扶養親族認定後の留意事項

今回、あなたから届出のあった扶養親族について、別紙のとおり認定しました。  
今後、下記のような事由が生じた場合には、扶養親族としての要件を欠くこととなりますので、速やかに除外の手続きをとってください。

なお、届出が遅れますと、その間に受給した扶養手当は不当利得として返還を求められることはもとより、場合によっては、届出の義務違反に問われることにもなりますので、くれぐれも留意してください。これまでに認定されている扶養親族がある場合は、当該扶養親族についても同様です。

また、あなたが配偶者を有することとなった場合又は配偶者を有さないこととなった場合には、手当額が改定されることとなりますので、配偶者の扶養親族としての認定の有無にかかわらず速やかに届出をしてください。

記

- 1 扶養親族の勤労所得、事業所得、年金収入等の合計額が年額130万円以上となった場合  
なお、この年額については、改定される場合がありますので十分留意してください。

【注】（1）年額とは、暦年や会計年度ではなく、事由の生じたときから1年間の収入をさすものである。

- （2）年額が130万円に満たない場合でも、次のような収入が見込まれるときは、扶養親族の除外の手続きをとること。

ア 雇用保険の受給が開始された場合は、月額3,611円以上受給することとなつたとき。

イ 給与所得等のような月単位の収入については、月額108,333円以上の収入が引き続き2箇月を超える期間見込まれるとき。（年額の改定とともに月額も改定される。）（月間の収入が変動する場合は、2～3箇月の平均の収入額による。）

ウ 雇用期間が不安定な場合又は限定されている場合等については、当初から2箇月を超える雇用期間が見込まれるときや、2箇月を超える期間まで雇用期間が延長されたとき。

- 2 同一の扶養親族について、他の者が民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けることとなった場合

- 3 扶養親族が死亡した場合

- 4 別居等により主たる扶養者でなくなった場合

- 5 扶養親族が重度心身障害者の場合には、終身労務に限ることができない程度でなくなった場合

年 月 日

学 校 長 又は 教職員課長

様